

21地福第825号  
平成21年10月20日

民間社会福祉施設等設置者様

愛知県健康福祉部長  
(公印省略)

社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター  
(集団発生) サーベイランスへの協力について (依頼)

社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター (集団発生) サーベイランスへの協力については、平成21年9月2日付け21地福第669号において民間社会福祉施設等設置者等へ依頼したところですが、平成21年10月8日付けで厚生労働省から事務連絡がありました。

今回の事務連絡は、今後のサーベイランス体制について、平成21年10月8日付け事務連絡「新型インフルエンザ (A/H1N1) に係る今後のサーベイランス体制について (改訂版)」(厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局。以下「10月8日本部事務連絡という。)(別添) のとおりとされ、10月12日から運用されることとなったというものです。

社会福祉施設等においては、保健所へ連絡するインフルエンザの発生状況について、下記のとおり変更がありましたので、今後は下記により保健所へ報告していただくようお願いします。

なお、社会福祉施設等における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスについては、10月8日本部事務連絡の別紙2を参照してください。

記

インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含む10名以上がインフルエンザと診断された場合、施設長等は保健所へ迅速な連絡及び協力をすること。

(連絡先)

担当課	担当グループ	電話
地域福祉課	地域福祉・施設グループ	052-954-6262
児童家庭課	要保護児童対策グループ 家庭福祉グループ	052-954-6281 052-954-6280
子育て支援課	保育・育成グループ	052-954-6282
高齢福祉課	施設グループ 介護保険指定指導グループ	052-954-6287 052-954-6289
障害福祉課	施設支援グループ	052-954-6293

(添付)

[厚生労働省通知①](#)

[厚生労働省通知②](#)